

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第11号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2号様式 (第3条関係) 個人事業税課税免除申請書 (略) 注 次の書類を添付すること。 1 (略) 2 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類 (1)～(3) (略) (4) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) <u>第6条の3第22項</u>の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し (5) (略) 付表 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略) 記入上の注意 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第6条の2の2第1項</u>に定めるところによる。 2～5 (略)</p> <p>第3号様式 (第3条関係) (略) 注 1 (略) 2 次の書類を添付すること。 (1) (略) (2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類 ア～ウ (略) エ 租税特別措置法施行令 <u>第28条の9第</u></p>	<p>第2号様式 (第3条関係) 個人事業税課税免除申請書 (略) 注 次の書類を添付すること。 1 (略) 2 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類 (1)～(3) (略) (4) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) <u>第6条の3第18項</u>の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し (5) (略) 付表 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略) 記入上の注意 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第6条の2第1項</u>に定めるところによる。 2～5 (略)</p> <p>第3号様式 (第3条関係) (略) 注 1 (略) 2 次の書類を添付すること。 (1) (略) (2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類 ア～ウ (略) エ 租税特別措置法施行令 <u>第28条の9第</u></p>

<p style="text-align: center;">23項の規定による確定申告書に添付すべきとされている書類の写し オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>付表 1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」の欄(⑳欄を除く。)又は「収入割」の欄(㉔欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 「固定資産の価額又は従業者数」の欄は、その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>付表 2 新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>地方税法第72条の48第4項第1号に規定する事業所等の従業者 ⑨</p> </div> </div> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">19項の規定による確定申告書に添付すべきとされている書類の写し オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>付表 1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」の欄(㉓欄を除く。)又は「収入割」の欄(㉔欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 「固定資産の価額又は従業者数」の欄は、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>付表 2 新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>地方税法第72条の48第4項第3号に規定する事務所又は事業所の従業者 ⑨</p> </div> </div> <p>(略)</p>
---	--

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成12年新潟県規則第136号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第2号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第2号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p>

付表

個人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 2～5 (略)

第3号様式(第3条関係)

(略)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(②欄を除く。)又は「収入割」欄(③欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 2 (略)
- 3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内
訳

(略)

地方税法第72条の48第4項第1号に規定する事業所等の従業者	⑨
--------------------------------	---

(略)

付表

個人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に定めるところによる。
- 2～5 (略)

第3号様式(第3条関係)

(略)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(③欄を除く。)又は「収入割」欄(④欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 2 (略)
- 3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内
訳

(略)

地方税法第72条の48第4項第3号に規定する事務所又は事業所の従業者	⑨
------------------------------------	---

(略)

(新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則を廃止する規則による廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則を廃止する規則（平成21年新潟県規則第74号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例施行規則（昭和48年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">個人事業税課税免除申請書</p> <p>（略）</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項に規定する適用設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第12条第5項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書</u></p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">個人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、<u>地方税法施行規則第6条の2の2</u>に定めるところによる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>（略）</p> <p>注 1 （略）</p> <p>2 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項に規定する適用設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>ア <u>法人税法第2条第31号</u>に規定する確定申告書の写し</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>（略）</p> <p>付表1</p> <p style="text-align: center;">法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」</p>	<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">個人事業税課税免除申請書</p> <p>（略）</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項に規定する適用設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第12条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書</u></p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">個人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、<u>地方税法施行規則第6条の2</u>に定めるところによる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>（略）</p> <p>注 1 （略）</p> <p>2 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項に規定する適用設備を取得したことを明らかにする書類</p> <p>ア <u>法人税法第2条第1項第31号</u>に規定する確定申告書の写し</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>（略）</p> <p>付表1</p> <p style="text-align: center;">法人事業税の課税標準の分割に関する明細書</p> <p>（略）</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」</p>

は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(26欄を除く。)又は「収入割」欄(36欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

2 (略)

3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち工業等の用に供する設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)

地方税法第72条の48第4項第1号に規定する事業所等の従業者数 ⑨

(略)

は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(33欄を除く。)又は「収入割」欄(43欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

2 (略)

3 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち工業等の用に供する設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)

地方税法第72条の48第4項第3号に規定する事務所又は事業所の従業者数 ⑨

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。